

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を
改正する条例（案）概要

- 1 当日利用における第2種特定自転車駐車場使用料納付時期の変更について
錦糸町駅北口地下自転車駐車場及び錦糸町駅南口地下自転車駐車場を含む全ての第2種特定自転車駐車場における使用料のうち、利用前に納付することとしていた当日利用に係る使用料を、利用者の利便性向上を図るため、利用を終了するときに納付するよう変更する。
- 2 公共自転車駐車場の施設等の毀損等に係る損害賠償義務規定の新設について
公共自転車駐車場の施設又は付帯設備を毀損又は汚損した者について、原状回復又は当該被害相当と認める額の賠償責任を義務付ける。（減免規定あり。）
- 3 公共自転車駐車場内における損害に係る区の免責規定の新設について
公共自転車駐車場内における天災、盗難その他第三者の行為に起因して生じた利用者等の損害について、区は賠償責任を負わない旨を規定する。
- 4 施行期日
本年4月1日